

【居住前（入院中又は転居前等）や認定申請中の取り扱い】

下記に該当する方が介護保険での住宅改修を行う場合、支給されない場合があります。

（１）住宅改修後に当該住宅に他市町村から転入する場合

住宅改修費の支給には、居住していることが必要条件となり、住宅改修後の支給申請は居住してからでないとできません。予定の変更等で居住しないこととなった場合には、住宅改修費の支給はできません。

（２）入院中または施設入所中に住宅改修する場合

（１）と同様に住宅改修費の支給には、退院・施設退所して（在宅に戻って）住宅改修後の住宅に実際に生活していることが必要になります。退院しないこととなった場合には、住宅改修費の支給はできません。

（３）認定申請中に住宅改修する場合

介護保険で住宅改修を行えるのは、要介護認定を受けている方です。認定申請中に住宅改修を行うことはできますが、事後申請は認定結果が出てからになり、認定結果が「自立」となった場合は、支給対象となりません。

《 介護保険住宅改修における事前承諾書 》

上記の事項を了承したうえで住宅改修工事を行います。

被保険者氏名		(印)		被保険者番号
あてはまる理由		☐ ①転入 ☐ ②退院・退所 ☐ ③認定申請中		
①	転入予定日	年 月 日		
	改修を行う住宅の所在地	勝央町		
	転入前の住所(現住所)			
②	入院・入所中の場合	退院・退所予定日(年 月 日)		
	入院・入所施設名			
③	認定申請日	申請日(年 月 日)		

完了届提出時にご記入ください。	①転入日	令和 年 月 日			
	②退院・退所日	令和 年 月 日			
	③要介護認定日 および要介護度	令和 年 月 日			
		要支援 1 ・ 2	要介護 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5		

※コピーをお渡ししますので、下記は工事完了後の支給申請時に記入し、請求書類に添付してください。